退職金専用定期預金規定

1. （預入対象者）
⑴この預金の対象者は、個人の方で、預金お申込み時点で当行の口座に預金者ご本人の退職金を入金された方とします。なお、他の金融機関にて退職金を受取りの場合でも、当行口座に預け替えいただければ、この預金の対象とします。
⑵この預金は、退職金をお受取りになれた日から、１年以内に預入いただくことが条件となります。

2. （預入れの最低金額等）
300 万円以上（預入単位１円）でお預けいただくことができます。ただし、預金者ご本人の退職金のお受取額を上限とします。

3. （自動継続）
⑴この預金は通帳記載の満期日に、３か月または１年満期の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。なお、継続後は、金利、その他の全てについて自動継続自由金利型定期預金（M型）に従ってお取扱いします。
⑵継続を希望されない場合は、満期日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。満期日以降については、普通預金利率にてお取扱いします。

4. （利息）
⑴この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率によって計算します。
⑵この預金を第５条第１項により満期日前に解約する場合または共通規定第９条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の普通預金利率によって計算します。
⑶この預金の付利単位は１円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5. （預金の解約、書替継続）
⑴この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
⑵この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。
なお、この預金の一部解約はできません。

以上

（247-070 事統 2025.4 改正 A4）